

第4期中期目標・中期計画「教育に関する目標を達成するための措置」
に関する外部評価委員会設置要項

〔令和 4年5月18日〕
教学担当理事裁定

(設置)

第1条 岡山大学(以下「本学」という。)における、第4期中期目標・中期計画「教育に関する目標を達成するための措置」(以下「教育目標達成措置」という。)の達成に関し、外部有識者の評価・助言を受けるため、本学に第4期中期目標・中期計画外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(評価・助言事項)

第2条 評価委員会は、本学に対し、教育目標達成措置に関する次の各号に掲げる事項について評価・助言する。

- 一 教育目標達成措置2-1及び2-2の実施内容の評価に関すること。
- 二 教育目標達成措置3-1の実施内容の評価に関すること。
- 三 教育目標達成措置4-1の実施内容の評価に関すること。
- 四 教育目標達成措置5-1の実施内容の評価に関すること。
- 五 その他教学担当理事が必要と認めた事項の評価に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる学外者若干名をもって構成する。

- 一 大学教育に理解のある有識者・専門家
 - 二 その他教学担当理事が必要と認めた者
- 2 前項に掲げる委員は、教学担当理事が委嘱する。
- 3 評価委員会には、岡山大学教学企画室の設置に関する規程(令和4年岡大規程第13号)第3条第1項に規定する教学企画室員の中から教学担当理事が指名する若干名が、オブザーバーとして出席する。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 一 委員長は、前条第1項に掲げる委員から教学担当理事が指名する。
- 二 副委員長は、前条第1項に掲げる委員から委員長が指名する。
- 三 委員長は評価委員会を主宰し、その議長となる。
- 四 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
- 五 委員長は、評価委員会において審議した結果を教学担当理事に報告する。

(任期)

第5条 第3条第1項の委員の任期は、第4期中期目標期間内のうち2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(委員会の成立等)

第6条 評価委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

3 評価委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 評価委員会の委員は、この要項に基づく外部評価を行う際に職務上知り得た事項について、守秘義務を負うものとする。

(事務)

第8条 評価委員会の事務は、学務部学務企画課において処理する。

附 則

この要項は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。